

「勤務評価の給与への反映(リンク)」に関するアンケート

2016.9

県教育委員会との交渉に反映させるため、ぜひ、アンケートにご協力ください。

1. あなたは、毎年SABCDの5段階で勤務評価がなされていることを知っていましたか？

- a. 知っていた b. 知らなかった

2. あなたは、自分の評価を、これまでに校長先生から聞いて確かめたことはありますか？

- a. ある b. ない c. 知らなかったの、確かめていない

3. あなたはSABCDのうち、C、D評価を受けた人は勤勉手当(ボーナス)が減額されていることを知っていましたか？

- a. 知っていた b. 知らなかった

4. あなたは、勤務評価が管理職によって公平・公正におこなわれていると思いますか？

(第一次評価者が教頭・副校長、第二次評価者が校長)

- a. 思う b. 思わない c. わからない

○さらにくわしく、ご意見をお書きください。

5. 現行の制度では、「教職員の資質向上」が目的とされていますが、効果をあげていると思いますか？

- a. 思う b. 思わない c. わからない

○さらにくわしく、ご意見をお書きください。

6. 来年から勤務評価を給与にも反映させることが検討されていますが、どう思いますか？

- a. 賛成 b. 反対 c. わからない

○理由をお聞かせください。

7. 勤務評価が給与にも反映されることになると、職場での教職員の人間関係に悪影響を及ぼすことが懸念されますが、どう思いますか？

- a. 良くなる b. 変わらない c. 悪くなる d. わからない

○さらにくわしく、ご意見をお書きください。

8. その他、勤務評価制度と給与への反映について、自由にご意見をお書きください。

揖斐郡教組 ・ 岐阜教組 ・ 高山市教組 ・ 飛騨市教組 ・ 養老郡教組

学校 小・中・高・特 性別 男・女 年齢 20代・30代・40代・50代以上 ←○で囲む

※10月14日(金)までに、各組合(揖斐郡教職員組合・岐阜県教職員組合・高山市教職員組合・飛騨市教職員組合・養老郡教職員組合)まで提出していただくか、下記にそのままFAXしてください。今回は岐阜教組

ですべて集計作業を行います。回収分を岐阜教組まで郵送してください。

岐阜県教職員組合連絡会議 事務局 FAX 058-215-7303

「勤務評価の給与への反映(リンク)」に関するアンケートのお願い

岐阜県教職員組合連絡会議

現在岐阜県では、2011年度より教職員の勤務評価がなされ、その結果が一部勤勉手当（ボーナス）に反映されています。その際に私たち組合連は、「職場の人間関係に悪影響を及ぼす」「教育の成果は短期間では判断できない」「教職員がさらに長時間勤務となるおそれがある」「評価する管理職と一般教職員の信頼関係を損なう」「学校教育は教員が集団でおこなうものである」「多くの教職員を数人の管理職で公平・公正に評価することは困難」などの理由で反対しました。

県教育委員会は今年度7月の組合連交渉で、「勤務評価をさらに給与にも反映する検討を開始した」と回答しました。これを受けて岐阜県教職員組合連絡会議では、全ての教職員のみなさんの意見をお聞きし、県教育委員会との交渉にいかしたいと考えました。

ぜひご協力をお願いします。

現行の勤務評価制度(概略)

- ・ 教員の資質向上などを目的に、評価者が面談等を通して指導・助言を行う。
- ・ 評価者は、第一次評価者一教頭・副校長、第二次評価者一校長 とする。
- ・ 客観的にして公正妥当な評価を行うため、守るべき要件を定める。
 - (例)・ 評価者は常に職員の勤務状況を観察する
 - ・ 資料に基づいて、的確な判断をする
 - ・ 私的な行為等については、評価の対象とならない
 - ・ 縁故関係、友人関係、好き嫌い、等によって評価を左右しない
 - ・ 一部の評価要素の評価の優劣によって、全般の判断を誤らない
 - ・ 評価を受ける職員に対する思惑によって評価を左右されない
- ・ 11月1日に評価をおこなう。評価はS A B C Dの5段階とする。
- ・ 校長は、求めに応じて、評価を口頭で伝える。
- ・ 校長からの説明で納得のできなかつた者に限り、教育長に意見の申し立てができる。(不服申し立て) ※小中の場合は、市町村の教育長に申し立て